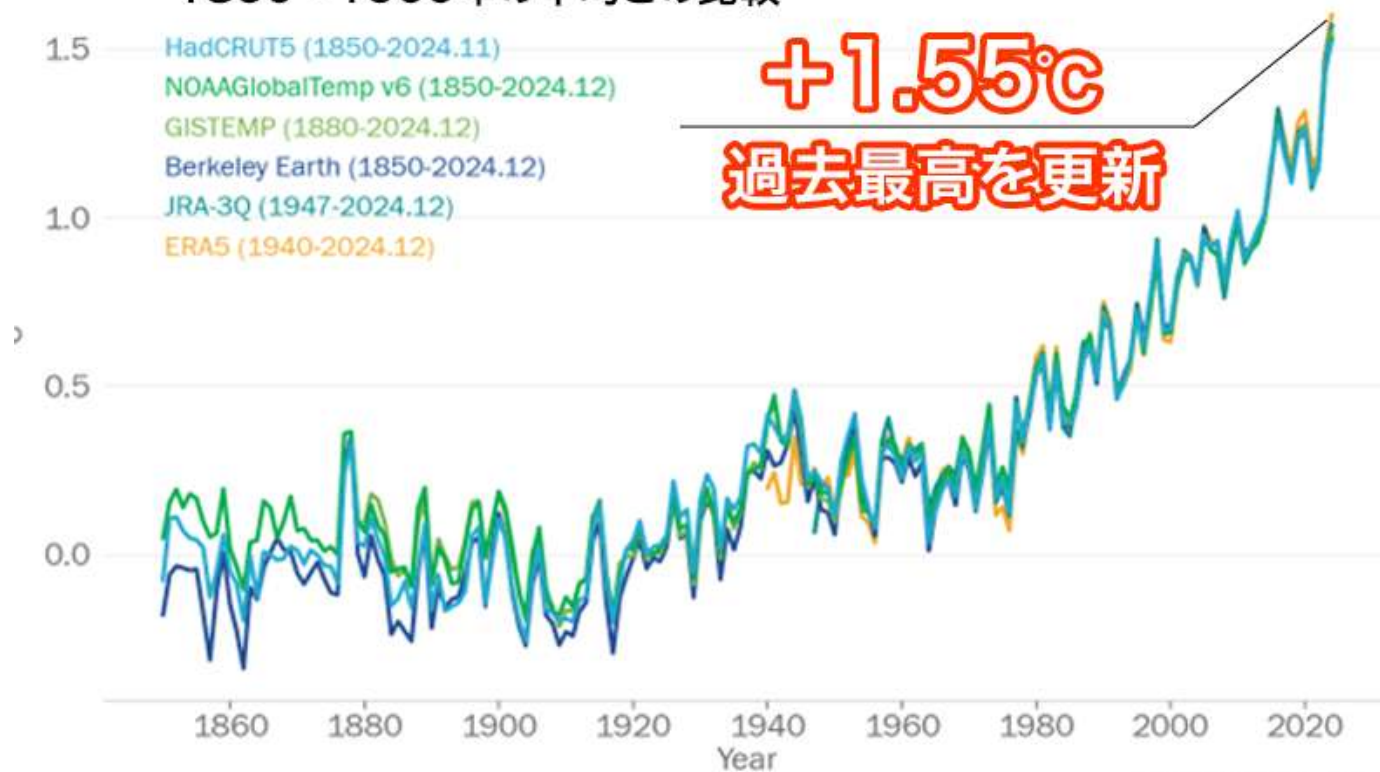

地球温暖化防止活動推進員 制度の紹介



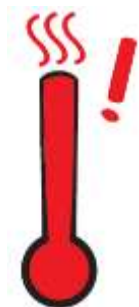
2024年の地球は初めて 産業革命以前より1.5°C以上の高い気温に

世界の年平均気温の偏差(°C)

1850~1900年の平均との比較



地球温暖化により変わる気候



極端な気温



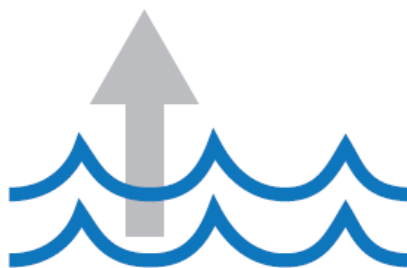
降水・極端な降水



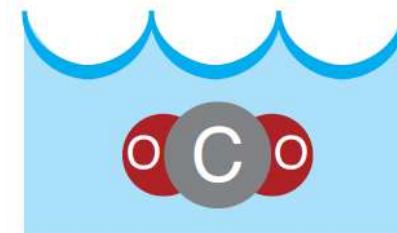
乾燥傾向



破壊的な台風、
発達した低気圧



海面上昇

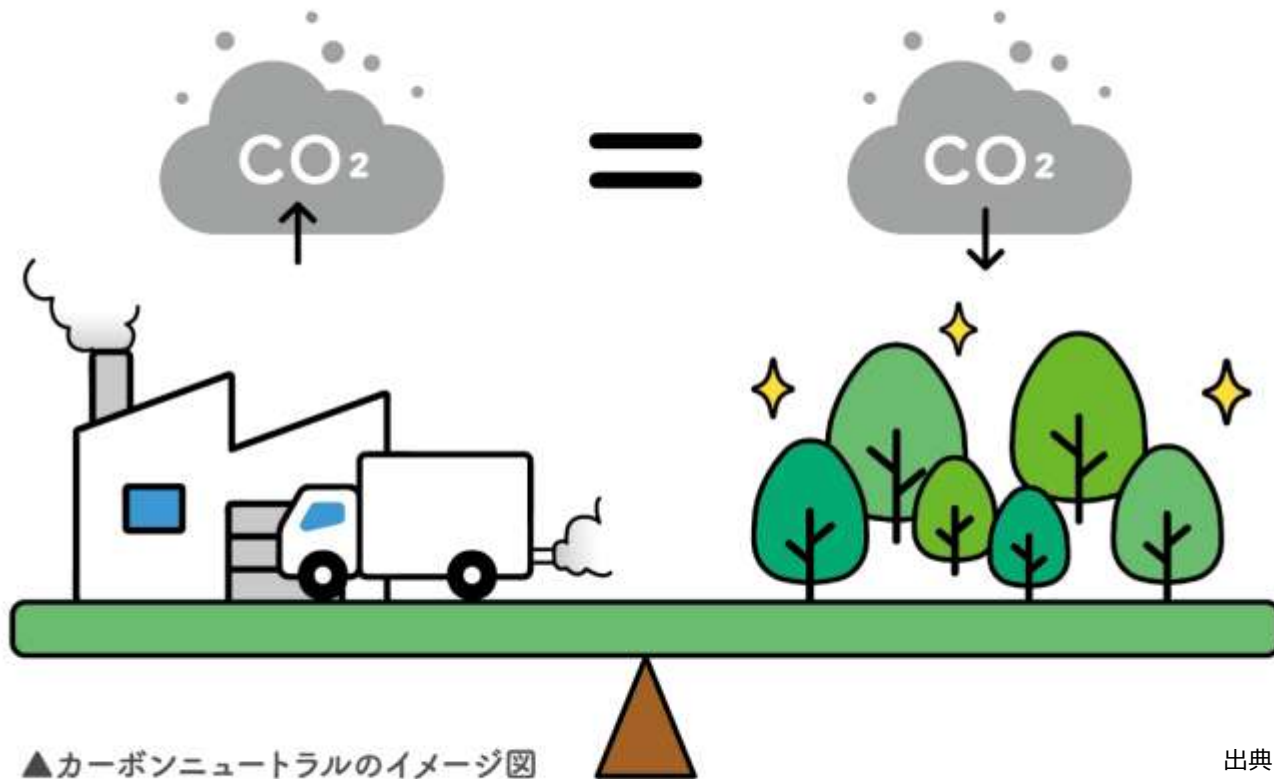


海の酸性化

3

2050年までに達成させる 「カーボンニュートラル」

カーボンニュートラルのカーボンは「CO₂」、ニュートラルは「中立」です。
暮らしの中で出すCO₂の量と植物などが吸収するCO₂の量を
同じ（＝中立）にするという考え方です。



▲カーボンニュートラルのイメージ図

2050年カーボンニュートラルに向け、 2030年には46%削減！

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

脱炭素につながる **新しい豊かな暮らしの10年後**

太陽光発電

年5.3万円

災害時にも使える

住宅の断熱化

(窓・屋根・壁・床)

年9.4万円

ヒートショック防止

高効率給湯器

年3.5万円

はかり売り・自動決済

年3時間

好きなものを好きなだけ

LED照明

年3千円

年0.4時間

サステナブルファッション

凡例：トロフィーガイド



機会がある方は

みんな

みんなで

公共交通・自転車
徒歩

年1.2万円

次世代自動車

年7.5万円

自動運転で年323時間

給油不要なら年2時間

省エネ家電

(冷蔵庫・エアコン・HEMS)

年2.8万円

テレワーク

年6.1万円

年275時間

クールビス・
ウォームビス

年4千円

地産地消・食べきり

年9千円

節水

(キッチン・洗濯機・シャワー・トイレ)

年1.6万円

ごみの削減・
分別

年4千円

毎月**3万6千円**浮きます (年**43万円**)

一日プラス**1時間**以上を好きなことに (年**388時間**)

新国民運動の愛称＝「デコ活」



上白石 萌音 さん
 サンドウィッチマン 伊達 みきお さん
 富澤 たけし さん
 俵 万智 さん
 小池 都知事
 西村 環境大臣
 十倉 経団連会長
 道場 六三郎 さん
 高橋 尚子 さん
 榊 太一 さん
 足立 梨花 さん
 田牧 そら さん

愛称

国民に広く公募し（8,200件の応募）、愛称公募選定会議で「デコ活」※に決定（生みの親↑）
 ※二酸化炭素(CO2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

◆ ロゴ・メッセージ・アクション



◆ “暮らしの10年ロードマップ”を
 年度内に策定し、計画的に実行

デコ活アクション まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク

普及浸透
 ↓
 実践

➔ 750以上の企業・自治体・団体等と協力し、国民・消費者の行動変容、
 ライフスタイル転換を後押しし、**脱炭素製品・サービス等の需要を強力に創出**

環境省

デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の概要 より抜粋



みやぎ

ゼロカーボン

チャレンジ

2050

NOW OR NEVER!

今しかない!

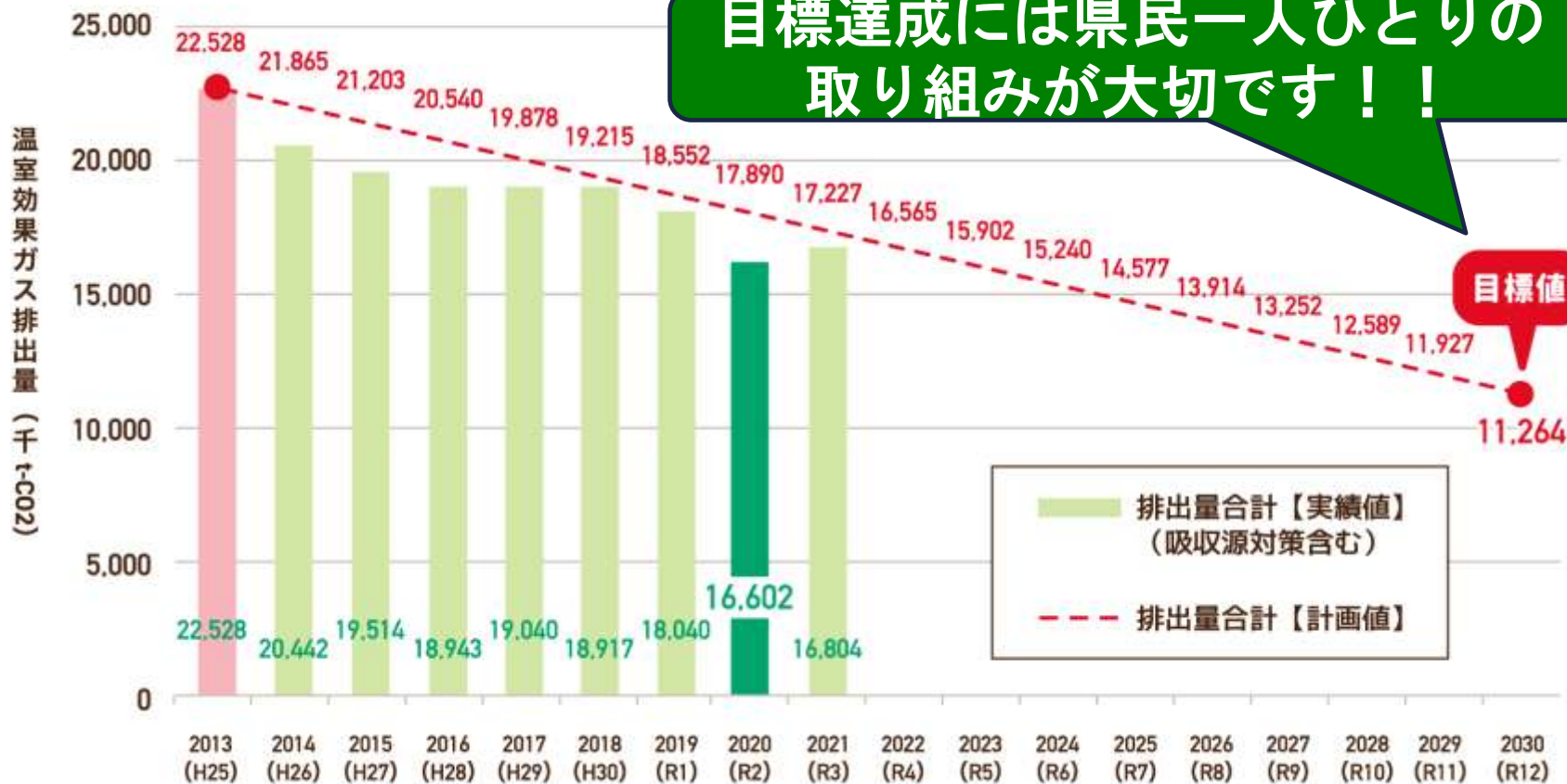
みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略



2020年度の温室効果ガス排出量

2030年度の削減目標：基準年度（2013年度）比 **50% 削減**
(22,528千t-CO² → 11,264千t-CO²)

目標達成には県民一人ひとりの
取り組みが大切です！！

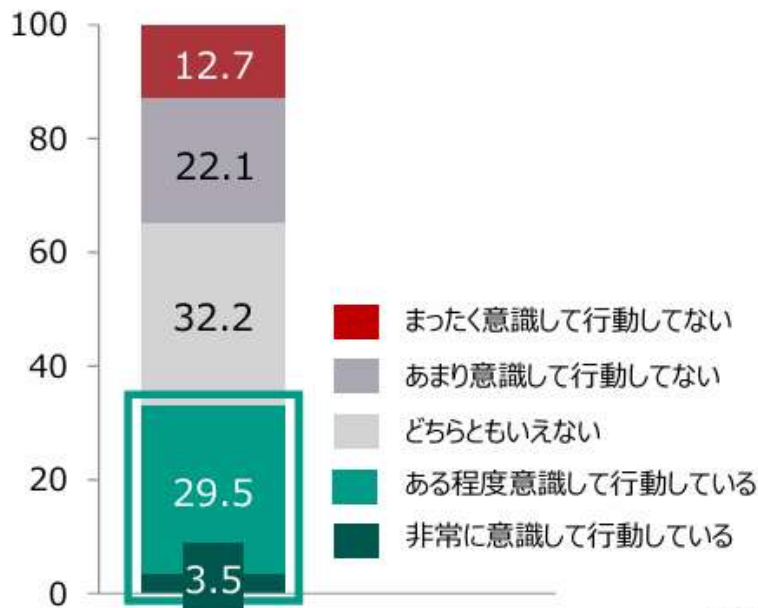


○ 9 割の方々が脱炭素という用語を認知している一方、そのために何をしたらよいか分からないなど、具体的な行動に結びついていない状況にあります。

「脱炭素」という言葉を知っている人は90.8%、行動に移している人は33.1%

脱炭素について若年層では、「よくわからない」、「意識・貢献できる瞬間がない」と回答した人が約 6 割

どの程度脱炭素社会に向けた行動をしているか
(%)



脱炭素社会の実現に向けて取り組むことについて、正直どのように思うか (とてもそう思う+そう思う) (10代~20代の回答)

回答内容	割合 (%)
正直、よくわからないので、やるべきことを決めてくれたら従う	59.4
正直、意識・貢献できる具体的な瞬間がない	58.5
正直、自分一人でやっても変わらない	56.9
正直、取り組むモチベーションが続かない	50.2

出典: 博報堂「第二回 生活者の脱炭素意識&アクション調査」~2022年3月調査結果~

環境省

デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の概要 より抜粋

地球温暖化防止活動推進員とは

行政と市民をつなぐ「架け橋（パイプ役）」であり、

専門家である必要はなく、地域の「身近な相談窓口」となる

地球温暖化防止活動推進員

の役割が重要に！

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

令和3年6月2日改正

目的

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

構成

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 地球温暖化対策計画(第8条・第9条)

第3章 地球温暖化対策推進本部(第10条～第18条)

第4章 政府実行計画。地方公共団体実行計画等(第19条～第22条)

第5章 事業活動に伴う排出削減等(第23条～第36条)

第6章 株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等(第36条～第39条)

第7章 地球温暖化対策の普及啓発等(第37条～第41条)

第8章 森林等による吸収作用の保全等(第42条)

第9章 割当量口座簿等(第43条～第57条)

第10章 雑則(第58条～第65条)

第11章 罰則(第66条～第68条)

第七章 地球温暖化対策の普及啓発等

- └ **第三十七条 地球温暖化防止活動推進員**
- └ 第三十八条 地域地球温暖化防止活動推進センター
- └ 第三十九条 全国地球温暖化防止活動推進センター
- └ 第四十条 地球温暖化対策地域協議会
- └ 第四十一条 環境大臣による地球温暖化防止活動の推進

第七章 地球温暖化対策の普及啓発等

第三十七条 地球温暖化防止活動推進員

- ◆ 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

活動内容

- 1.地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について**住民の理解を深める**こと。
- 2.住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について**調査**を行い、当該調査に基づく**指導及び助言**をすること。
- 3.地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する**情報の提供その他の協力**をすること。
- 4.温室効果ガスの排出の量の削減等のために**国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力**をすること。

推進員の役割

- 1 地球温暖化防止について**住民の理解を深める**こと
- 2 住民に対し排出抑制のための
調査や、指導及び助言を行うこと
- 3 活動を行う住民に対して**情報の提供、協力**を行うこと
- 4 **国又は自治体の施策に協力**すること

推進員の役割

- 1 地球温暖化防止について**住民の理解を深める**こと
- 2 住民に対し排出抑制のための
調査や、指導及び助言を行うこと
- 3 活動を行う住民に対して**情報の提供、協力**を行うこと
- 4 国又は自治体の施策に協力すること

理解を深める、調査や指導・助言、 情報提供・協力

例えば、会社内で、友達との世間話で、

地球温暖化に
関する正しい
知識

地球温暖化
防止に関する
情報提供

地球温暖化
防止に関する
情報提供

温室効果ガス
の排出実態に
ついて



推進員の活動例 ①ブース出展

自治体等が開催する環境フェアや地域のお祭りなどのイベントでブース出展もしくはお手伝い。



推進員の活動例 ②講師活動

町内会や小中学校の環境出前講座などでの
講師活動



推進員の役割

- 1 地球温暖化防止について住民の理解を深めること
- 2 住民に対し排出抑制のための
調査や、指導及び助言を行うこと
- 3 活動を行う住民に対して情報の提供、協力を行うこと
- 4 **国又は自治体の施策に協力**すること

国又は自治体の施策に協力

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

 **デコ活**

くらしの中のエコろがけ

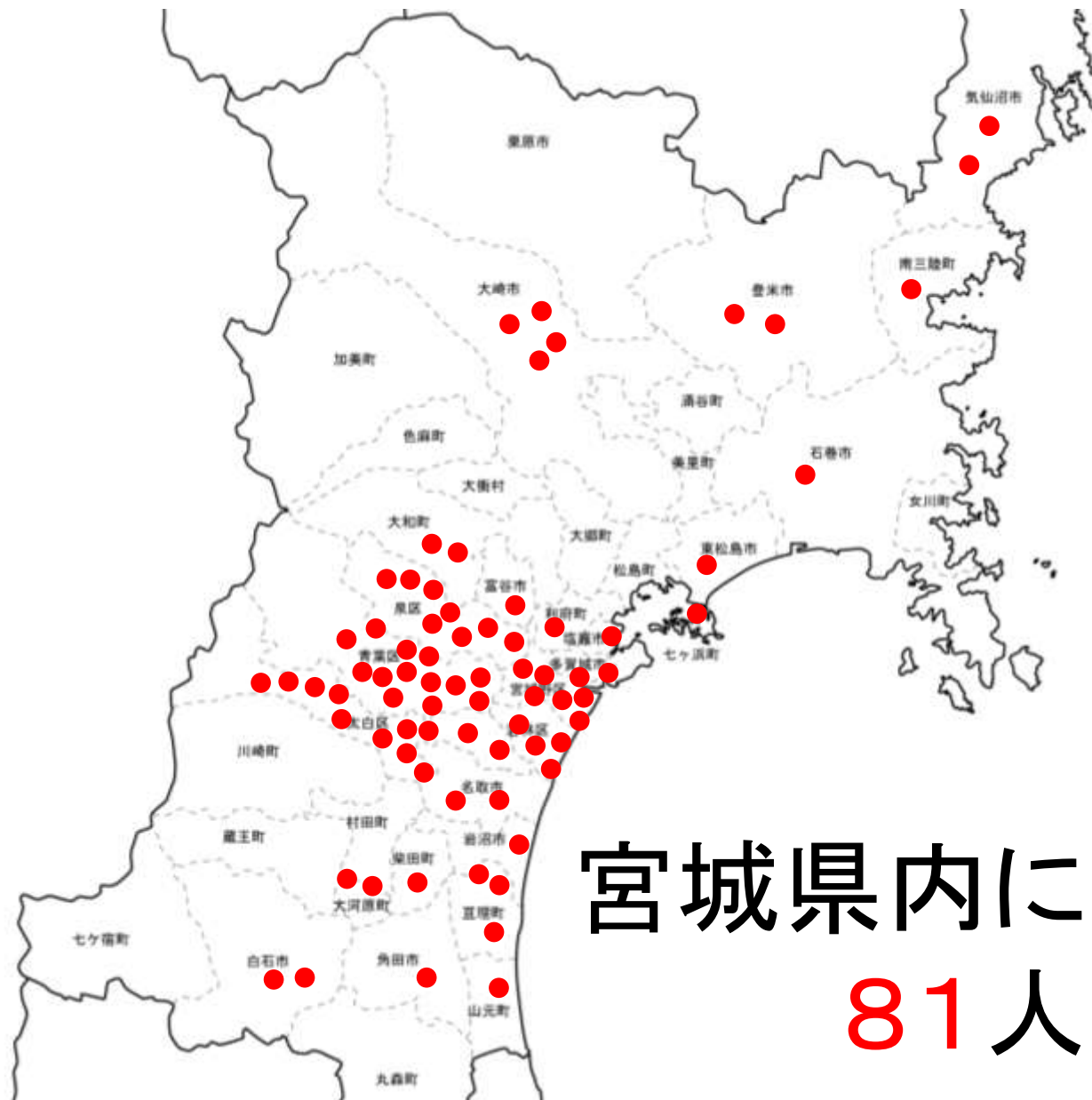
みやぎ
ゼロカーボン
チャレンジ
2050

NOW OR NEVER! 今しかない!

○関連する組織・制度に「デコ活」を冠した愛称を付け、ワンメッセージで「デコ活」の普及を後押しします。

組織・制度	愛称
環境省 脱炭素ライフスタイル推進室	デコ活応援隊
新国民運動・官民連携協議会	デコ活応援団
全国地球温暖化防止活動推進センター	デコ活ジャパン
地域地球温暖化防止活動推進センター	デコ活ローカル
地球温暖化防止活動推進員	デコ活推進員

宮城県地球温暖化防止活動推進員



地球温暖化対策に 貢献する 製品やサービスの 販売・営業

地球温暖化の現状
今後の影響

なぜ、地球温暖化対策が
必要なのか

私たちにできる
地球温暖化対策

温暖化対策
への貢献

環境意識の
向上



企業活動と
社会的課題解決
の両立

販売・営業
成果の向上

脱炭素
SDGsへの
取組強化

推進員活動における留意事項

- 推進員は公務員の資格を有するものではありませんので、**委嘱により何らかの権限を持つことはありません。**
- **推進員の活動は、ボランティアでお願いすることとなり、県からの謝金等はありません。また、基本的にご自身の業務上で自主的に活動を行っていただくものであり、県が全ての推進員の活動の場や機会を保証するものではありません。**(県は、各種情報の提供等により推進員の活動支援を行います。)
- ストップ温暖化センターみやぎ(宮城県地球温暖化防止活動推進センター)が行う環境出前講座への講師派遣やイベント出展において、**推進員に協力を依頼することがあります。**
- 県及びストップ温暖化センターみやぎのホームページに推進員の一覧を掲載します。(一覧に氏名を記載します。)

第七章 地球温暖化対策の普及啓発等

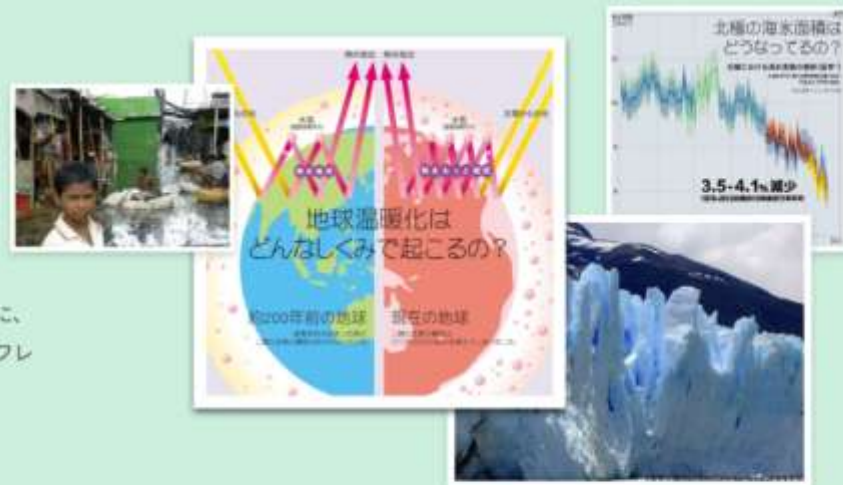
- └ 第三十七条 地球温暖化防止活動推進員
- └ 第三十八条 地域地球温暖化防止活動推進センター
- └ 第三十九条 全国地球温暖化防止活動推進センター
- └ 第四十条 地球温暖化対策地域協議会
- └ 第四十一条 環境大臣による地球温暖化防止活動の推進

『全国地球温暖化防止活動推進センター』 とは

- ◆ **全国地球温暖化防止活動推進センター**
(JCCCA : Japan Center for Climate Change Actions)
- ◆ **環境大臣が指定し、**
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが運営
- ◆ **地域において地球温暖化防止活動を**
実施する団体に対し、その活動をより
効果的なものとするための技術的支援等を実施

教育現場で 正しく伝える。

地域などで地球温暖化防止を伝えている指導者向けに、地球温暖化を伝える際に使える、図表や写真、パンフレットなどの素材を提供しています。



JCCCAからのお知らせ

[お知らせ一覧](#)



気候変動教育モデルづくり研究会
(鳥取分科会) 開催のお知らせ



【環境学習支援ツール】地球温暖化まなびBOXの公開について



【出展情報】環境広場さっぽろ2025にJCCCAが出展します



【すぐ使える図表集】新規図表の作成・公開について (お知らせ)



【すぐ使える図表集】デコ活データベース CO2の可視化に関する資料 (お知らせ)

すぐ使える図表集 ▾

6. 日本の気候変化 ▾

キーワードを入力

人気順 更新順 タイトル順

検索

クリア

人気のあるカテゴリ・検索キーワード

1. 地球温暖化の原因

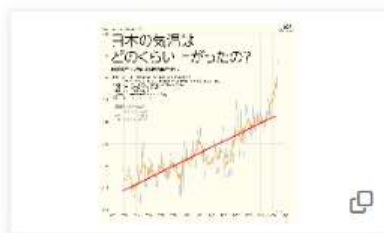
2. 地球温暖化の影響

3. 世界の温室効果ガス排出関係

地球温暖化

二酸化炭素

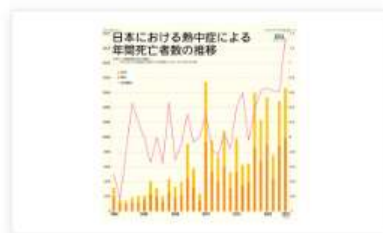
家庭



6-01 日本の年平均気温偏差の経年変化

#ビジネス

ダウンロード予約



6-02 日本における熱中症による年間死亡者数の推移

熱中症による暑熱による直接的な影響の一つで、気候変動との関連

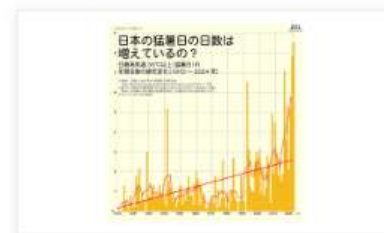
ダウンロード予約



6-03 2100年末に予測される日本への影響

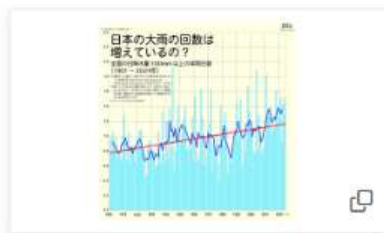
#RCP #ビジネス

ダウンロード予約

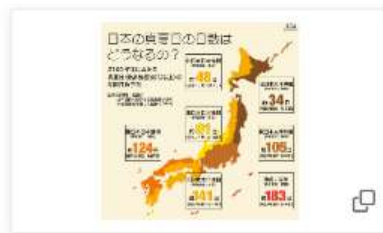


6-04 日最高気温35°C以上(猛暑日)の年間日数の経年変化(1910~2024年)

ダウンロード予約

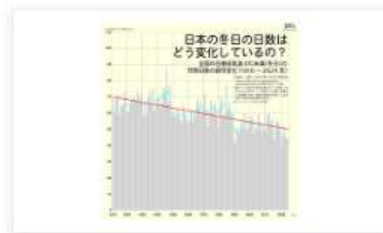


6-05 日降水量100mm以上、400mm以上の年間日数の経年変化

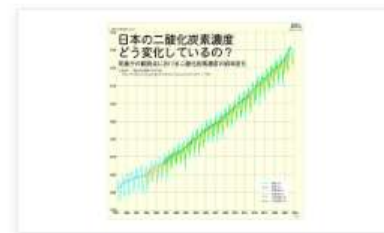


6-06 2100年末における真夏日の年間日数予測

<温暖化が最も進めば、真夏日が今世紀末



6-07 日最低気温0°C未満(冬日)の年間日数の経年変化(1910~2024年)



6-08 日本の二酸化炭素濃度の変化

#ビジネス

第七章 地球温暖化対策の普及啓発等

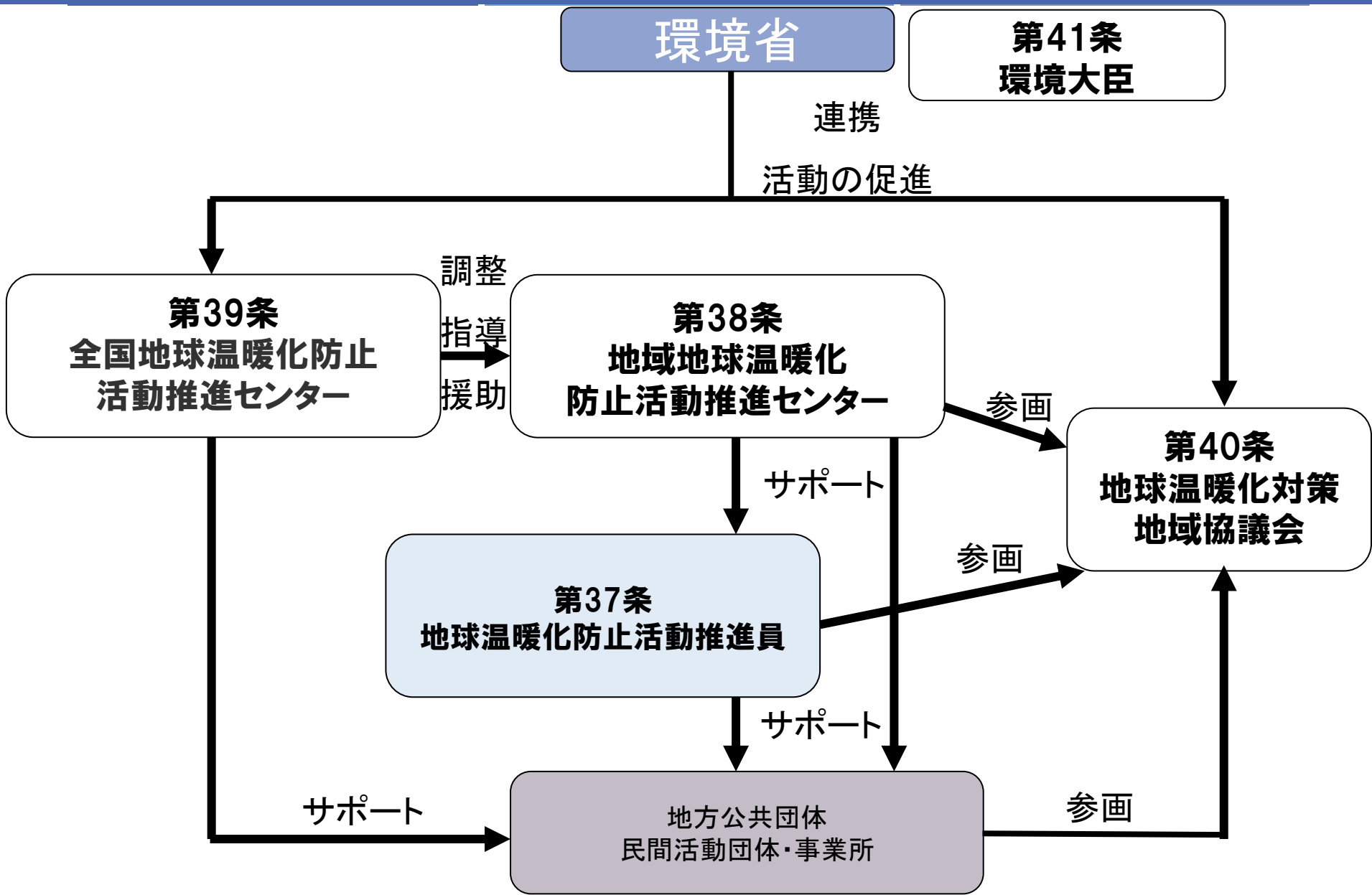
- └ 第三十七条 地球温暖化防止活動推進員
- └ 第三十八条 地域地球温暖化防止活動推進センター
- └ 第三十九条 全国地球温暖化防止活動推進センター
- └ 第四十条 地球温暖化対策地域協議会
- └ 第四十一条 環境大臣による地球温暖化防止活動の推進

温暖化対策推進法による地域活動の法的役割の整理

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」より作成

区分	主なミッション
第37条 地球温暖化防止 活動推進員	<ol style="list-style-type: none">1 地球温暖化防止について住民の理解を深めること2 住民に対し排出抑制のための調査や、指導及び助言を行うこと3 活動を行う住民に対して情報の提供、協力を行うこと4 国又は自治体の施策に協力すること
第38条 地域地球温暖化防止 活動推進センター	<ol style="list-style-type: none">1 地球温暖化の現状と対策について、指定地域における事業者及び住民に普及啓発、民間団体の活動支援2 指定地域の相談の対応3 生活に関する排出実態の調査と分析、結果の提供4 地方公共団体の温室効果ガス排出抑制のための施策への協力
第39条 全国地球温暖化防止 活動推進センター	<ol style="list-style-type: none">1 地球温暖化の現状と対策について、全国への普及啓発2 地域センター事業へのサポート3 地球温暖化対策を推進する団体へのサポート4 地球温暖化や温室効果ガス排出抑制のための調査研究、分析、提供
第40条 地球温暖化対策 地域協議会	<ol style="list-style-type: none">1 自治体、地域センター、推進員、事業者、住民その他の活動団体が温暖化防止のための必要な措置について協議を行う

温対法における各々の規定と関係



宮城県・推進員・センターの関係

